

(第十四部)

(五五九)

第一回 参議院運輸及び交通委員会會議録第二十一号

付託事件

- 警備東線三春、船引両駅間の栗田村に停車場を設置することに關する請願(第二号)
- 鉄道運賃の値上げ反対に關する請願(第三号)
- 長岡鐵道を國營に移管することに關する請願(第四号)
- 海運經營方式並びに船員管理に關する陳情(第五号)
- 鉄道運賃値上げ反対に關する請願(第十号)
- 高崎、熊谷間に電化工事を実施することに關する陳情(第四十五号)
- 鉄道運賃値上げ反対に關する陳情(第四十七号)
- 警備東線神俣、大越兩駅間の滝根町、菅谷に停車場を設置することに關する請願(第十三号)
- 日本通運株式会社營業權並びに設備を旧關係業者へ還元することに關する陳情(第八十五号)
- 海運經營方式並びに船員管理に關する陳情(第九十六号)
- 東北本線宇都宮、大宮間、日光線宇都宮、日光間及び両毛線小山、高崎間の電化實現に關する陳情(第九十九号)
- 海上輸送力緊急増強に關する陳情(第一百二十三号)
- 鐵道營業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 本原線鐵道工事の速成に關する請願(第五十六号)
- 旧鶴見臨港鐵道線外三鐵道線拂下に關する請願(第六十号)
- 江差町、東瀬棚村間に國營自動車の運輸を開始することに關する陳情(第五百五十六号)
- 學生鐵道運賃の是正に關する請願(第九十号)
- 東北本線二本松、本宮兩駅間の杉田村に停車場を設置することに關する請願(第九十二号)
- 博多、孝岐及び対馬間の國營航路突現促進に關する請願(第九十三号)
- 矢島鐵道株式会社救済に關する請願(第九十七号)
- 信越線高崎、横川間電化工事を実施することに關する陳情(第二百一十号)
- 道路運送法案(内閣送付)
- 旧小倉鐵道線拂下げに關する請願(第二百三十三号)
- 信越線柏崎駅附近鶴川鉄橋の徑間拡張工事に關する請願(第二百七号)
- 五條駅、新宮市間の鐵道速成に關する請願(第二百八号)
- 學生鐵道運賃の是正に關する請願(第二百九号)
- 東海道線沼津、浜松兩駅間の電化速成に關する請願(第一百十二号)
- 九州、四國間の省營連絡に關する請願(第一百三十三号)
- 愛媛縣東宇和郡宇和町、八幡浜市間に國營自動車の運輸を開始することに關する請願(第一百四十四号)
- 山陰線の電化並びに廣島、松江兩市間直通列車運轉に關する請願(第一百十九号)
- 中央氣象台牛深出張所設置に關する請願(第一百二十七号)
- 九州、四國間省營連絡に關する請願(第三百三十七号)
- 常磐線松戸、平岡兩駅間電化促進に關する請願(第四百二十二号)
- 中央氣象台牛深出張所設置に關する請願(第四百四十四号)
- 旧播磨鐵道線拂下げに關する請願(第四百六十一号)
- 常磐線松戸、我孫子兩駅間電化工事実施に關する請願(第四百六十四号)
- 高知縣香美郡山田、大橋間國營自動車を岡ノ内まで延長並びに二自動車道路開設に關する請願(第四百六十六号)
- 四國循環線の全通促進並びに九、四連絡省營航路運航に關する請願(第四百七十号)
- 豊川鐵道及び鳳來寺鐵道拂下げに關する請願(第四百七十一号)
- 肥薩線電化工事に關する請願(第四百七十三号)
- 札沼線中、撤收区間復元に關する請願(第四百八十四号)
- 四國循環線の全通促進並びに九、四連絡省營航路運航に關する請願(第四百八十六号)
- 常磐線松戸、我孫子兩駅間電化促進に關する請願(第四百八十八号)
- 隨振國富内、十勝清水間鐵道敷設促進に關する請願(第四百八十九号)
- 江差町、東瀬棚村間に國營自動車の運輸を開始する陳情(第二百七十四号)
- 福島縣安達郡二本松、浪江兩町間に國營自動車の運輸を開始することに關する請願(第四百九十四号)
- 四國循環線の全通促進並びに九、四連絡省營航路運航に關する請願(第四百九十五号)
- 旧南海鐵道山手線拂下げに關する請願(第五百三十三号)
- 大牟田駅復興に關する請願(第五百六十六号)
- 四國循環線の全通促進並びに九、四連絡省營航路の運航に關する請願(第五百七十二号)
- 後藤寺、糸田兩鐵道線拂下げに關する請願(第五百七十五号)
- 四國循環線の全通促進並びに九、四連絡省營航路の運航に關する請願(第五百七十七号)
- 西彼半島の陸海運交通の整備に關する請願(第五百八十二号)
- 民營事業と競合する國營バス開設反対に關する陳情(第三百二十号)
- 造船技術の振興方策に關する陳情(第三百二十八号)
- 道路交行政に關する陳情(第三百五十二号)
- 警備西郷信号所、湯野上駅間に鐵道を敷設することに關する請願(第二百三十六号)
- 九州、四國間の省營連絡に關する請願(第二百三十七号)
- 東北本線警備西郷信号所を貨客取扱駅とすることに關する請願(第二百三十九号)
- 松本、長崎兩市間外四路線に國營自動車の運輸を開始することに關する請願(第二百四十九号)
- 羽後鐵道災害復旧に關する請願(第二百五十二号)
- 關門トンネル建設工事促進に關する請願(第二百五十三号)
- 關門港に外國貿易船の入港促進に關する請願(第二百五十六号)
- 關門國道トネル建設工事促進に關する請願(第二百六十二号)
- 沿岸荷役業者の貨物自動車運賃に關する請願(第二百七十七号)
- 省線電車を小田原まで延長することに關する請願(第二百七十八号)
- 沿岸荷役業者の貨物自動車運賃に關する請願(第二百八十八号)
- 山陰線余部鉄橋修理に關する陳情(第二百九十七号)
- 姫路及び新宮兩駅、穴栗郡内間に國營自動車の運輸を開始することに關する陳情(第三百七十六号)
- 横須賀線海子、田浦間に沼間駅を設置することに關する陳情(第三百八十八号)
- 姫路及び新宮兩駅、穴栗郡内間に國營自動車の運輸を開始することに關する陳情(第四百一十号)
- 直江津、六日町兩駅間に鐵道を敷設することに關する請願(第二百九十六号)
- 靜岡縣磐田郡二俣町、佐久間村間に鐵道を敷設することに關する請願(第二百九十八号)
- 油津港を第二種港灣編入並びに貿易開港場指定に關する請願(第三百号)
- 油津臨港鐵道線敷設に關する請願(第三百一十号)
- 横須賀開港指定促進等に關する請願(第三百六号)

第十四部 運輸及び交通委員会會議録第二十一号 昭和二十二年十一月十七日【参議院】

- 富山縣東礪波郡城端、赤尾間に國營トラツクの運輸を開始することに關する請願(第三百七号)
- 東海道線沼津、浜松兩駅間電化促進に關する請願(第三百十一号)
- 八戸線久慈駅、岩泉間に國營自動車(第三百十七号)
- 德島縣穴吹駅、白地間に國營自動車(第三百十八号)
- 大糸線全通促進に關する請願(第三百二十六号)
- 中央線甲府、塩尻兩駅間外二線路の電化実現に關する請願(第三百二十二号)
- 中央線高藏寺、名古屋鉄道小牧兩駅間に國營自動車(第三百七号)
- 姫路及び新宮兩駅、穴栗郡内間に國營自動車(第四百十三号)
- 旧有馬線復旧に關する陳情(第四百二十号)
- 小笠原島の臨時制置に關する陳情(第四百三十一号)
- 若松港を第一種重要港灣に編入することに關する陳情(第四百三十七号)
- 茨原、十日市兩駅間に鐵道を敷設することに關する請願(第三百五十三号)
- 四國循環鐵道開通促進に關する請願(第三百五十五号)
- 桶岡、寒河江間左沢、荒砥間の鐵道敷設及び桶岡、寒河江間外二線路に國營自動車(第三百五十七号)
- 栃木縣宇市、福島縣田島町間に鐵道を敷設することに關する請願(第三百七十三号)

- 白根鐵道復旧に關する請願(第三百八十三号)
- 東海道線沼津、浜松兩駅間電化促進に關する陳情(第四百六十七号)
- 今次の水害による足尾線復旧促進に關する陳情(第四百七十五号)
- 川棚、有田兩駅間に國營自動車(第三百八十五号)
- 桃ノ川、彼岸兩間に鐵道を敷設することに關する請願(第三百八十六号)
- 土讃線電化に關する請願(第三百八十七号)
- 下田、飯田兩駅間に國營自動車(第三百九十号)
- 四國循環線的全通並びに九、四連絡民營運強に關する請願(第三百九十五号)
- 茂木、御前山間の國營バスの運輸を水戸市まで延長することに關する請願(第三百九十八号)
- 水戸市、波崎町間並びに鹿島、千葉縣佐原町間に國營バスの運輸を開始することに關する請願(第三百九十九号)
- 岐阜市、根尾村間に國營バスの運輸を開始することに關する請願(第四百六十六号)
- 肥薩線電化促進に關する請願(第四百十号)
- 都道府縣議會に管下鐵道無賃乗車券交付に關する請願(第四百十一号)
- 四國循環線的全通並びに九、四連絡民營運強に關する請願(第四百十六号)
- 中央線甲府、塩尻兩駅間外二線路の電化実現に關する陳情(第四百八十七号)

- 九、四連絡民營運強に關する陳情(第四百九十号)
- 中央線甲府塩尻兩駅間外二線路の電化実現に關する陳情(第四百二十九号)
- 姫路、播磨新宮、若櫻間に國營自動車(第四百三十六号)
- 大糸線全通促進に關する請願(第四百四十号)
- 甲府、長野兩駅間電化実現に關する請願(第四百四十一号)
- 上毛鐵道水害復旧に關する請願(第四百四十二号)
- 中央線甲府、塩尻兩駅間外二線路の電化実現に關する請願(第四百四十四号)
- 大糸線全通促進に關する請願(第四百四十八号)
- 大内駅、野村間に國營自動車(第五百二十二号)
- 都道府縣議會に國有鐵道無賃乗車券交付に關する陳情(第五百二十二号)
- 大糸線全通促進に關する陳情(第五百三十三号)
- 中央線甲府、塩尻兩駅間外二線路の電化実現に關する陳情(第五百三十七号)
- 若松港を第一種重要港灣に編入することに關する請願(第四百六十四号)
- 山陽本線柳井、岩國兩駅間に國營自動車(第四百七十三号)
- 國鉄電氣工事独占開放に關する請願(第四百七十四号)

○福良線内の馬場、遠西間に國營自動車運輸開始に關する請願(第四百七十九号)

昭和二十二年十一月十七日(月曜日)午後一時三十三分開会

本日の會議に付した事件

○赤字対策と機構問題に關する件

○道路運送法案

○委員長(板谷順助君) これより會議を開きます。小泉君。

○小泉君 此の請願、陳情の審議の仕方に対して皆さんにお話をし、頂きたいと思つたのですが、御承知のように、參議院規則の第六十八條により、委員會は付託された順序により、請願書を審査する。という上なることになつておるのですけれども、こゝらに出でおる陳情、請願といふようなものをさういふ方向にやつて参りますと、なか／＼審議がうまくは参りかねる。すでに百二十のものが、中、ようやく二十数件が審議が決定したというふうな状態でありまして、一つお話をいたしたいのは、委員會の御決議によつてこの順序を変更し、さうして審議を促進するといふような方向に行きたい。例えば拂下げに關するようなのはそれを成るべく一括してやる。或いは鐵道の電化とか、國營自動車(自動車)の開設に關する問題、その他さういふ類似のものを、一括してさうしてつづつ審議をするといふような行き方に御決議をお願いしたいと思つたのですが、いかがでしょうか。

○委員長(板谷順助君) 只今小泉君の御發言のように、類似のものは一括して審議した方が便利だと考えますが、いかがでございますか。

○小林勝馬君 議案が、請願、陳情が沢山溜つておられますから、只今小泉委員から御提案のように、類似のものは是非共一括して進めて頂きたい、かように存じます。

○委員長(板谷順助君) 御異議ありませんか。

○委員長(板谷順助君) ではそのように決定いたします。村上君。

○村上君 今日運輸大臣御出席下さいましたので、二の点についてお尋ねしたいと思つたのであります。平和日本、文化日本の再建のためには今後自動車(自動車)の發達を來たすといふことは、これは自然の勢であると思つたのです。それは日本は今世界的に見まして、自動車(自動車)の利用の水準が極めて低位にあるのであります。三流、四流國以下に現狀はありまして、三流、四流國のごときは勿論最も發達した國であります。四入三分について一台の車を保有しておるといふ現狀であります。竊つて我々國を見てみますと、今日現在車は十萬五千台しかないのであります。大体七百人について一台である。若し稼働車だけについて言へば、千二百人について一台しか保有しておらんとする現狀であるのであります。どうして今後日本再建の観点から見まして、自動車を急速に發達せしめなければならぬと思つたのであります。運輸省の當局におきましては將來の計画を立てておられるのを拜見したのであります。普通

て審議した方が便利だと考えますが、いかがでございますか。

○委員長(板谷順助君) 御異議ありませんか。

○委員長(板谷順助君) 御異議ありませんか。

○委員長(板谷順助君) 御異議ありませんか。

○委員長(板谷順助君) 御異議ありませんか。

或いは粉炭の焼炭化であるとか、助燃材の活用であるとか、或いは又技術の練磨であるとか、いろいろの点を結論として指示されておられるのであります。更に電化の促進であるとか、或いは作業コストの節約と作業の迅速、的確、安全を目的として作業の機械化を図るとか、いろいろこういふような作業の合理化についても御意見のあるところが見られるのであります。併しこれらについてはまだ纏つた御意見を御発表にはなつておらないのであります。私はこういつたような合理化の方策を実行しようとしても今できないといふ、或るものがこれを阻んでおると私は考へるのであります。それは要するに、六十二万の全職員が独立採算の企業であるという觀念に徹底するということがあつて初めて経済白書の結論に纏列しておるような合理化に着手することができるとあるといふことを思うのであります。こういふ一日も早く実行せなければならぬ問題を実行に移すに於いての根本的原因を究明せなければならぬのではないかといふことを思うのであります。この根本問題を解決しますれば収益勘定のバランスも良好になり、又國民に愛され、親しまれる國鉄を復活せしめる、職員の仕事上の待遇も向上せしめ得るといふ結果を齎すことは、正に決定的であると思はれるのであります。それは國鉄の経営と、そして國鉄及び私鉄に対する監督行政とを、機構の上におきましても、會計の上におきましても、徹然区分するといふことが、根本的な要請であると思ふのであります。私は國鉄の経営と、そしてその監督行政とを機構の上にも区分し、又會計の上にお

ても区分して、監督行政の會計は一般會計に編入するといふことが根本的な要件であつて、この要件を満たすことによつて關係職員が、自分の持つ職場は独立採算の企業であるという觀念に初めて徹底し得る、又この觀念に徹底して初めて合理化の諸種の事項をたやすく実行に移すことができるのじやないかと思ふのであります。監督行政と企業の経営とを分離して行政の民主化を図る必要について、只今申上げましたが、これは國鉄の獨立採算制の確立、又合理化の実行ということからひとりと要望せられるばかりでなしに、その他にも事由が尙あると思ふのであります。三つの点が尙考へられるのであります。第一に、公共団体や鐵道會社が経営しておられます地方鐵道軌道の監督行政につきましては、その監督方法につきましては亦物資の配給につきましても、民間に少からざる不平等不満足があるのであります。運輸省は日本最大の企業である國鉄を經營しつつ片手で鐵道事業の監督育成をしているのであります。その間知らず知らず不公平になり、或いは又非民主的なことになると思ふのであります。一例を申しますれば、連帶運輸というやうなものについては、全く國鉄と私鉄と平等の立場に立つて処理すべき性質のものではあります。従つて非常な不公平があるといふことは、片手で國鉄を經營し、片手で私鉄の監督をする、同一人がやつておるといふことによつて生じて來るのであると思ふのであります。更に第二には、公共団体や自動車會社が經營している自動車事業の監督行政、省營自動車經營との關係につき

まして、同様なことがいえると思ふのであります。特に省營の自動車企業におきましては、計画の時から赤字の收支を平氣で計画をして、而も不当な進出をして、民間の自動車事業を抑圧するといふ声も業界に絶えないのであります。勿論自動車事業の民間經營者の中には、甚だ感心しない、いわば聞輸送その他開行爲の行われているといふことも事実であります。これは只今申しましたような不平不満の聲の中にも随分當らざる自分勝手な批判もあることは認めざるを得ませんが、とにかく業者は資材の配給についても不満を持ち、省營の進出に対して深刻な不安を平素痛感しておる。又半面におきまして、國民は省營自動車のサービスが非常に劣悪であるといふ非難を出し、又この非難を理由として、省營の進出に要望するといふことも非常に全國的に多いのであります。随分監督の働に當つておられる運輸當局は、この板板みの立場に立たれて苦心をなさつておることと察するものであります。要するに監督が厳正でないとか、或いは指導育成が不徹底であるとかといふ声も絶えない、又監督なり指導に際して非常に辛い、一口に言へば辛い立場に立つておられるといふことも、根本の原因は自動車行政と省營自動車の經營とがごつちやになつておるといふことに起因してゐると思ふのであります。

尙いまして、第三の点として申し上げます。先刻申しました、又大臣からその御所見を伺いました道路行政に關聯してであります。國鉄や省營自動車、經營と鐵道行政、自動車行政とを會計上におきましても機構の上においても、徹然区分する必要は、全くこの道路行政を運輸省に移管するといふ上から見ても必要なことであると私は思ふのであります。國鉄の經營が非常な大企業であるといふことは申上げるまでもありませんが、従いまして國鉄の企業經營といふことが運輸省が實際において中心となつてゐる。運輸省の中核をなしてゐるといふことも事実であります。従いまして私鉄の監督行政も自動車行政も更に海運行政も港灣行政も國鉄企業に全く從屬してゐるやの感が免れないのであります。此の隅に押し込められておるといふような感を呈してゐるのであります。どうも行政が先刻も申述べましたごとく自動車事業の監督行政と道路行政とを一元化する必要を一般に認めながら、今日までその突進を拒んでいた主な原因は、道路行政が國鉄の企業と雜居するといふことであるならば、今日港灣行政と同じやうに運輸省の此の隅に雜居して、道路の發達といふことに効果を挙げることができないだらう。こゝういふ反對理由を常に耳にする次第であります。従つて道路行政の受入れ態勢、運輸省への受入れ態勢と申しますか、こゝういふ見地から見ても、行政と鐵道企業、自動車企業を徹然区分するといふことが非常に必要であると思ふのであります。

勿論この日本の現状から見まして、急激な變動を齎らすといふことは、これは慎まなければならぬと思ふのであります。英國がこの大戦後実行しつゝあるやうな國有民營のやうな形態をとるといふことは我が國においては適當でないと思ふのであります。國有國營でいいまして、自動車につきましても、監督行政と企業經營とを會計の上にも徹然区分する。そして國鉄企業と省營自動車企業とはそれ／＼別個に獨立採算制の態勢をとることが根本の要件であると思ふのであります。この際大臣の御所見を伺いたいと思ふのであります。

○國務大臣(米地兼三君) 只今いろいろの御質問がございましたが、私から一應御答弁をいたしたいと思います。この内閣が最初に発表いたしました緊急經濟対策の中にもはつきりと謳つておりました、特別會計に屬する鐵道及び通信の獨立採算制をとるといふことは決つておつたわけでありまして、たまたま新物價体系といふものが全面的に採り上げられるということから、この鐵道會計の獨立採算に關する計算を含めて安本の方に委せたわけでありまして、このことはこの前に申し上げた通りであります。本来の目的は獨立採算を維持しようといふ建前では物價体系を取つた筈であります。で、きまつて見たところがそれが却つて赤字を殖やしたといふやうになり終つたのであります。併しながらこの運賃をいじりますことは、更に他の物價に重大なる影響があるといふことで暫く物價の推移を見まして、それから運賃を是正すべきであるか、或いは今日の狀態では國民の負担において暫く赤字を承認して行くか、こゝういふことになつておりましたのであります。先般財政の均衡を保つといふ大乗的な立場から一般會計は固まり、特別會計を獨立採算ができるやうにといふ方針を決めたのであります。そこで、それではいつからこれをその軌道に乗せるか、こゝう申

事項で、各種の事柄が他の法律の書き方によりますと、法律自体に挙げられておるものが相当あるのであります。そういふふうな点を考え合せまして、やはりこの法律案の第八條の未項にありませうに、「この法律に規定するものの外、道路運送委員会の組織及び運用、委員の資格及び任期その他道路運送委員会に關し必要な事項は、政令でこれを定める」といふふうになつておられますが、政令で警こうと考へられ

第三点は附則の問題であります。附則の施行期日に関しましては、この法律案は附則第一條で、「この法律施行の期日は、各規定につき、政令でこれを定める」といふふうになつておられます。併し先般成立いたしました道路交通取締法は來年一月一日から実施をされることに決定いたされております。而もこの道路交通取締法が施行いたされま

法律で明らかにする必要があるであらう、かように思ふのであります。これに伴ないまして、或いは道路運送委員会を早く開きまして、所要の手續をいたしませんといふと、政令等の制定もできないような工合にこの法律案はなつておりますので、従つて道路運送委員会を開き得るための、これに關係する各規定の施行期日も定めなければならぬ。尙又それ以外の各規定につきましても、適當な施行期日を定めるといふことが私は妥當であらう、かように考へられますので、かれこれ考へ合せますといふと、施行期日を法律で指定するといふふうに取り扱ふことが必要と存じますので、これらの点につきましても、政府当局のお考を承つて置きたいと思ひます。以上三点について御所見を承りたいと思ひます。

○政府委員(野野基秀君) 答へ申上げます。只今お話のございました道路運送法の施行令の要綱に揚げておりましたような事項につきましては、法律で規定した方が適當ではないかといふふう

行政廳といふものが大体どういふ行政廳を考へておるかということにつきま

○政府委員(野野基秀君) 答へ申上げます。只今お話のございました道路運送法の施行令の要綱に揚げておりましたような事項につきましては、法律で規定した方が適當ではないかといふふう

十分御審議を願わなければならぬ関係もございまして、相當の必要な時日を與えて頂きたく存じますので、大体三月十五日を目標にいたしまして、実施をさせて頂くということに

○政府委員(野野基秀君) 只今お尋ねのございました第八條の道路運送委員会の権限につきましては、第五十條第一項の協議に對する承諾」といふことになつて

運用ができるのかどうか、こゝういふうな点についての御意見を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(野野基秀君) 只今お尋ねのございました第八條の道路運送委員会の権限につきましては、第五十條第一項の協議に對する承諾」といふことになつて

ので、少くともこの点に關する期日を
に考ふるか、又各條文に出て参ります
は、命案その他委員会におきまして
べきではないか、又この第五号を廣く
最終的にそれを決定いたしまする場合

におきまして、道路運送委員会の意見
を徴することになるわけでございます。
従いまして道路運送委員会におき
まして、この協議に對しまして承諾を
與へるべきものでないということに答
申いたしましたれば、この意見を尊重し
たしまして、そういう処置が取られる
ことになるわけでございます。實際
問題といたしましてはこれが最終的な
段階におきまして行政処置でございま
するから、これで國營自動車につきま
しての道路運送委員会の意見というも
のは、國營自動車全般につきましての
見解の最後の決定といたしまして十分
に斟酌できることになるものと考えて
おります。併しながら實際の運用にお
きましては、道路運送委員会におきま
して、この協議に對する承諾につきま
しては、廣く関係者の意見も聞き、又み
ずからも調査することになると思いま
するるので、これに關聯いたしまして、
國營自動車、又その問題になつており
まする附近におきまして民營自動車の
状態も詳細調査いたしまして、尙輿論
の動向につきましても十分に斟酌でき
るものと考えておるのでございます。

次に五十一條の路線を定める自動車
運送事業という言葉でございます。こ
れは第十條の規定におきまして
も、自動車運送事業の種類におきま
しては、路線を定めるといふものを、特
にここには取上げていないのでござい
ます。十一條の規定によりまして、事
業計画を定めまして自動車運送
事業を經營しようとしたしする者
は、主務大臣の免許を受けることにな
つております。この事業計画におきま
して、路線を定めまして經營をするか

どうかという事は明らかにせられる
ことになるわけでございます。國にお
きまして自動車運送事業を經營いたし
まする普通の場合、従來におきまし
ても、旅客の乗合自動車につきまし
ても、勿論路線を定めて經營いたして
おりますが、貨物につきまして、いわ
ゆる機動運送と稱して、必ずしも
一定の路線を定めませんで運送をして
参りました例もあるものではございま
す。大體貨物におきましては、路線
を定めまして、いわゆる区間營業の上
りなやり方で經營をいたして、おりま
す。従來やつております機動運送の
やり方につきましても、漸次この区間
營業のような形に逐て参ることを只
今實際にやつておるわけでございます。
今後におきましても恐らくやはり
路線を定める自動車運送事業を大體建
前といたしまして經營するものと思
ております。この路線を定める自動車
運送事業を經營いたしまする場合に
おきまして、補償の問題を取上げるとい
う建前はこの法律の規定になつておる
のでございます。

委員長(板谷順助君) 小野君、私は
三時から中労の委員会の方に行きます
から、あなたは委員長代理でも御質問
できますから、外の理事の方が見え
にならないようですから、一つ御迷惑
でもお願いいたします。

別の中で、一般乗合とか一般貨切とい
うふうなのがありますが、一般貨切
もやはり路線を定めても差支えないこ
とになるのでしょうか。その辺を伺つ
ておきたいと思ひます。

○政府委員(郷野善秀君) お話の通り
でございます。

○村上義一君 只今五十一條について御
説明を伺つたのでありますが、この一
項、二項に國とありますが、この國と
いうのは大體において省營自動車の場
合を指すのだと思ふのですが、その以
外においてどういつたような場合を想
定しておられるのでしょうか伺いた
と思ひます。

○政府委員(郷野善秀君) 實際問題と
いたしまして、現に經營いたしてしま
す省營自動車の場合以外を除きまし
て、例は余り考えられないと思ひま
す。或いは通信事業につきまして、
郵便運送の事業を國營において經營
いたしまする場合とか、或いは現に貿易
廳におきまして、特殊の關係から自動
車を運送いたしておる場合がございま
す。かような場合を例外的に考へ得る
と存じております。

○理事(小野哲君) それでは私から只
今の質問の継続としてちよつと伺つて
おきたいのですが、問題は少し細かく
なるのでありますが、今の御説明によ
りますと、事業計画で以て路線を決め
ることができると、こういうことにな
つておきますと、例えば第十條の事業種

生じて來ないと思ふ。對外的には……
内部的にはまあ備へられてもこれは
何ら差支えないと思ふ。ただ二項にお
いて、國において經營する自動車運送
事業及び自動車運送事業については、本
法で半分以上適用しないというふう
に二項によつて定めておるのでござ
いふことでは、一體いいのか私疑問を
持つのですが、運輸省の自動車であつ
ても、そのパブリックを相手に營業を
するのでありますから、その場合の運
賃、料金、或いは運送の約款といった
ようなものは當然この監督官廳に含
ますべきものではないかというふう
に考へる。勿論現在片手で監督をやり、先
刻も申述べたように片手で營業をや
つておるという場合である、必ずしも
その必要はないといふことになるかも
知れませんが、今後どういつたよう
なことを民主化して行かなければなら
んと思ふのですが、原則としては民間自
動車会社に対する監督と同じ立場で省
營自動車事業の監督を同じにして行
くというのが必要なんじゃないか、論
議の五十條の第一項によりまして、こ
れらの事業を國が經營しようとする
ときには主務大臣に協議をする、こ
ういふことになつておりますが、後運賃や
運送條件は全く治外法權だと、こ
ういふことでは今後においても非常なト
ラブルが私には除去できないと思つて
おります。この点どういふ御意見であ
るか伺いたいと思つております。

○政府委員(郷野善秀君) 只今お話の
ありました点につきましては、實はこ
こに掲げてあります各條文につきま
して、國で經營いたしまするがために
當然適用がないというふうに考へられ
る規定もございするが、大體におき

○委員長(板谷順助君) 小野君、私は
三時から中労の委員会の方に行きます
から、あなたは委員長代理でも御質問
できますから、外の理事の方が見え
にならないようですから、一つ御迷惑
でもお願いいたします。

○理事(小野哲君) それでは私から前
回の衆議院の小委員会において一應
まりました修正案について御報告
いたしました。目下衆議院におきま
しては、所望の手續を取り運び中
であります。未だ決定はいたして
ないやうであります。従いまして本
委員会にいたしましては一應衆議院の
修正案につきましても検討を加えな
ければなりませんし、尙本委員会
も十分にこの法律案の審議をいた

○理事(小野哲君) さつき小野さんから
いろいろ政府に對し御質問、或いはお
話があつたのと、前回にお示しを願つた
衆議院の方の修正案というものと、相
当マッチしておるようになつては拜
承したのでありますけれども、衆議院の修正
案の行方はこれから後段々続いて行く
ことになるのですか、その点ちよつと
伺ひます。

○政府委員(郷野善秀君) 只今お話の
ありました点につきましては、實はこ
こに掲げてあります各條文につきま
して、國で經營いたしまするがために
當然適用がないというふうに考へられ
る規定もございするが、大體におき

○政府委員(郷野善秀君) 只今お話の
ありました点につきましては、實はこ
こに掲げてあります各條文につきま
して、國で經營いたしまするがために
當然適用がないというふうに考へられ
る規定もございするが、大體におき

○政府委員(郷野善秀君) 只今お話の
ありました点につきましては、實はこ
こに掲げてあります各條文につきま
して、國で經營いたしまするがために
當然適用がないというふうに考へられ
る規定もございするが、大體におき

○理事(小野哲君) それでは私から前
回の衆議院の小委員会において一應
まりました修正案について御報告
いたしました。目下衆議院におきま
しては、所望の手續を取り運び中
であります。未だ決定はいたして
ないやうであります。従いまして本
委員会にいたしましては一應衆議院の
修正案につきましても検討を加えな
ければなりませんし、尙本委員会
も十分にこの法律案の審議をいた

○政府委員(郷野善秀君) 只今お話の
ありました点につきましては、實はこ
こに掲げてあります各條文につきま
して、國で經營いたしまするがために
當然適用がないというふうに考へられ
る規定もございするが、大體におき

○政府委員(郷野善秀君) 只今お話の
ありました点につきましては、實はこ
こに掲げてあります各條文につきま
して、國で經營いたしまするがために
當然適用がないというふうに考へられ
る規定もございするが、大體におき

○政府委員(郷野善秀君) 只今お話の
ありました点につきましては、實はこ
こに掲げてあります各條文につきま
して、國で經營いたしまするがために
當然適用がないというふうに考へられ
る規定もございするが、大體におき

なければならぬわけでございます。又政府から提示されまして、先程私が質問いたしました政令案要綱を見ますと、やはりこの点につきましては相当再検討を加えなければならぬ部分もあるようでありますので、かれこれ考へ合せまして、実は私自身修正をいたさなければならぬという考を持っておりましたので、一應政府の見解を質問いたしましたような次第でございます。衆議院の修正案につきましてははいずれ手続の進行に連れまして衆議院の方から連絡があることと期待いたしておるような次第で、その節皆様方に御報告申し上げたいと存じております。

それでは本日はこれを以て散会いたします。次会は追つて公報を以て御通知いたしたいと存じます。

午後三時一分散会
出席者は左の通り。

委員長 板谷 順助君
理事

委員 丹羽 五郎君
小野 哲君

内村 清次君
小泉 秀吉君
鈴木 清一君
中村 正雄君
若木 勝蔵君
水久保甚作君
小林 勝馬君
飯田精太郎君
尾崎 行輝君
新谷寅三郎君
早川 慎一君
村上 義一君

國務大臣
運輸大臣 吉米地鑾三君

政府委員
運輸事務官
(陸運監理局長) 郷野 基秀君

昭和二十三年四月十四日印刷

昭和二十三年四月十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局